## 岡本の国会での答弁

1177-参-災害対策特別委員会-11 号 平成 23 年 07 月 25 日

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日、新しく大臣になられました平野大臣、所信的な質疑も含めて御見解をお聞き申し上げたいと思います。

震災の発生から四か月以上経過をしているわけでございますけれども、今当面のそうした生活 資金であるとか生活再建の資金、なかなか被災者のところに届かない、こういう例がずっと指摘を されてきたわけでございます。

そこでまず、被災者生活再建支援金、また義援金の支給状況、現状をどのように改善をされた のか、内閣府とそれから厚生労働省からお聞きをしたいと思います。

○大臣政務官(阿久津幸彦君) 被災者生活再建支援金について御質問いただきました。

当初は、市町村の現場からやっとの思いでその申請が都道府県会館に届いたにもかかわらず、処理に五十日以上を要し、完了件数も一割ちょっとということで、山本委員からもとんでもない問題だとの御指摘をいただきまして、政府としても大幅なスピードアップ、改善を求めてきたところでございます。その結果、申請処理の日数で申し上げますと、当初の五十日以上から、前回御質問いただいた六月初旬時点の二十日前後を経て、現在は二週間前後にまで短縮されております。都道府県会館が自ら処理期間の目標として掲げた十日前後にはまだ至っておりませんが、着実な進展が見られると考えております。

具体的には、六月末に新型端末を導入し、入力端末を六台から十五台に、さらに七月には二十台に増やす等の支給システムの刷新を行っておりまして、これらの改善措置の結果、七月二十五日現在、財団法人都道府県会館で受理している約十万五千六百件の申請に対し振り込み手続を終えた件数は八万一千四百件となっております。

また、支援金支給に関する都道府県会館の事務処理体制については、内閣府からの要請の結果、事務処理要員の大幅増員が図られ、四月の四人から五月の十二人、六月の五十人、七月には百人へと改善される見込みであります。また、審査事務に業務委託方式を導入して、特に夜間の事務処理体制を確立していきたいと考えております。

今後、申請件数が更に増加することが予想されるため、事務処理を一層効率化できるようにさせていただきたいと考えております。迅速な支援金支給に努めてまいりたいと思います。 以上でございます。

○大臣政務官(岡本充功君) 義援金の配付状況について御報告をいたします。

義援金につきましては、七月二十二日現在、日赤等に寄せられた総額は三千五十三億円、被 災都道県に二千五百九十五億円、これ総額の八五%でありますが、が送金されまして、うち市町 村に二千二百二十八億円が送金され、さらに市町村から被災者に九百八十六億円が配付されて おります。

被災者への配付は進みつつありますが、四月に配分方針が決められた一次分につきましては、 市町村への送金額八百五十五億円のうち六百五十九億円という金額がそれぞれ被災者のお手 元に届いております。また、六月に方針が決められました第二次分につきましては、被災都道県 から市町村に六月末から七月にかけて送金されまして被災者への配付が始まったところでありま して、市町村への送金額は三百二十七億円ということになっています。

第二次分の対象はおおむね第一次分の対象と同様とされているため、新たな罹災証明の発行や振り込み口座の確認などの手間が不要である方々への配付については、第一次分ほどの時間は掛からずに被災者のお手元に届けられると考えてはおります。

義援金の早期配付に向けまして、これまで対象者全ての確定を待つことなく速やかに義援金の配付を行うべき等、早期配付に向けて留意事項をお示しを五月二日と五月十八日にさせていただいたほか、五月、六月に厚生労働省職員を現地市町村に派遣し、義援金の配付の実務の課題の把握に努めるとともに、これらと並行いたしまして、総務省において全国市長会、全国町村会の協力を得て千人規模の市町村職員の派遣を決定し、順次被災自治体に派遣をする、こういった取組をしてきているところでございます。

\_\_\_\_\_\_

○山本博司君 それができないから様々な形の声が出ているわけでございまして、例えば簡易の 非常に安い安価なものもあるというふうに言われておりますし、そういう検査機器の問題とか、また 具体的な人員の問題、これは農水省だと思いますが、いかがでしょうか。そういうことも含めて、や はりやるべきではないかという、全頭検査のことですけれども、農水省としてはいかがですか。むし ろ厚労省の方ですか。

○大臣政務官(岡本充功君) 突然の御質問でありましたので、私が承知している範囲でお答えをさせていただきたいと思いますが、この件につきましては、厚生労働省としては、市場に流通している食肉の安全をどう確保するかという課題、また、もちろん消費者庁と協議の上でもありますけれども、こういったいわゆる消費者の牛肉への信頼をどう回復していくかというのは課題だと思っています。

検査体制については、文科省、農水省とも十分協議をしながら整備をしていかなければならないと思いますが、私が聞いている範囲でも、これは農水省かもしれませんけれども、例えば福島県でも一万頭を超える、年間ですね、食肉処理の頭数がある中で、これを全頭検査をするということになると一日百頭前後の牛の検査をしなければならないという物理的な課題、これをどう乗り越えるかも残っていますし、今後の検査体制の整備と併せて、委員の御指摘を踏まえて、しっかり三省で協議をしていきたいと思っています。

○山本博司君 これはもう是非とも、民主党の党内からもそういう陳情は上がっているわけでございますから、党内的にもしっかりそうしたことがあるということで、是非とも検討していただきたいと思います。